

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第20号 (第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 提出
(第3回協議会 [平成15年 12月 10日] 継続協議

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人以内とし、新町設置の日から50日以内に選挙を行う。 2. 選挙区については、全町域で1選挙区とする。

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目																													
調整内容	<p>議員定数(単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>町名</th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>46</td> </tr> </table>			町名	白石町	福富町	有明町	計	法定定数	22	18	18	58	条例定数	18	12	16	46	現員	18	12	16	46								
	町名	白石町	福富町	有明町	計																										
	法定定数	22	18	18	58																										
	条例定数	18	12	16	46																										
	現員	18	12	16	46																										
	<p>任期</p> <table border="1"> <tr> <th>町名</th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで</td> <td>平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで</td> <td>平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで</td> </tr> </table>			町名	白石町	福富町	有明町	任期	平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで	平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで	平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで																				
	町名	白石町	福富町	有明町																											
	任期	平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで	平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで	平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで																											
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>合併特例法を適用しない場合</th> <th>合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)</th> <th>合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)</th> </tr> <tr> <td>1 合併関係市町村の議員の身分</td> <td>合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。</td> <td>合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。</td> <td>合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。</td> </tr> <tr> <td>2 任期</td> <td>一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)</td> <td>一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)</td> <td>合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間</td> </tr> <tr> <td>3 定数 (H15.1.1~適用)</td> <td>市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項)</td> <td>設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 = 26人 2倍を超えない範囲(地方自治法第91条第2項) $\times 2 = 52$人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)</td> <td>地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は同法第91条の規定にいたるまで減少する。 3町 議員数(条例定数) 46人 (上記は、平成15年1月1日以降の条例定数)</td> </tr> <tr> <td>4 選挙期日</td> <td>設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)</td> <td>設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)</td> <td>選挙を行わない。</td> </tr> <tr> <td>5 選挙すべき議員の数</td> <td>定数と同じ</td> <td>定数と同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 補欠選挙の適用</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>			区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)	1 合併関係市町村の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。	2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間	3 定数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 = 26人 2倍を超えない範囲(地方自治法第91条第2項) $\times 2 = 52$ 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は同法第91条の規定にいたるまで減少する。 3町 議員数(条例定数) 46人 (上記は、平成15年1月1日以降の条例定数)	4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。	5 選挙すべき議員の数	定数と同じ	定数と同じ		6 補欠選挙の適用	有	有	無
	区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)																											
1 合併関係市町村の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。																												
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間																												
3 定数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 = 26人 2倍を超えない範囲(地方自治法第91条第2項) $\times 2 = 52$ 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は同法第91条の規定にいたるまで減少する。 3町 議員数(条例定数) 46人 (上記は、平成15年1月1日以降の条例定数)																												
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。																												
5 選挙すべき議員の数	定数と同じ	定数と同じ																													
6 補欠選挙の適用	有	有	無																												